

再公示：次の案件については、8月7日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番 号：130753

国 名：ウガンダ

担当部署：経済基盤開発部平和構築・都市・地域開発第一課

案件名：アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト（調達・施工監理能力強化支援）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：調達能力強化支援
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：専門家

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2013年9月上旬から2013年1月中旬まで
- (2) 業務M/M： 国内 0.50M/M、 現地 3.00M/M、 合計 3.50M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 5日 現地業務期間 90日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：8月28日(正午まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - 1) 業務方針の的確性 6点
 - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
 - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - 1) 類似業務^{注1)}の経験 40点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域^{注2)}での業務経験 8点
 - 3) 語学力^{注3)} 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

注1) 類似業務：調達・施工監理に係る各種業務

注2) 対象国／類似地域：ウガンダ/全途上国

注3) 語学の種類：英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要。）

6. 業務の背景

ウガンダ北部地域は1980年代から20年以上続いた内戦により社会・経済インフラが破壊され、200万人とも言われる国内避難民（IDP）が生じた。2006年の和平交渉開始により、国内における武力衝突が減少し治安が改善したため、2008年頃からIDPの帰還が本格化した。南スーダンとの国境に接し、紛争の影響を特に大きく受けたアチョリ地域においても、2010年現在、統計上IDPの9割近くが帰還したとされている。しかし、同地域に帰還した人々は、IDPキャンプ時に実施されて

いた人道緊急援助がなくなり、厳しい生活環境に直面している。

一方、アチョリ地域の地方行政については、県、郡、パリッシュ、村といった地方政府としての体制を一定程度整えているものの、人員配置率は極めて低く、開発予算は不足しており、帰還した住民のニーズを的確に把握し、必要な生活基盤や社会サービスを提供できる能力も不足している。帰還して生活を確立しようとしている人々に対し、人道緊急支援に代わって公共サービスを提供すべき地方行政機関がタイムリーに対応できなければ、人々の政府に対する不信感・不満が増幅する懸念がある。

この行政機能改善のため、ウガンダ政府は、2007年に北部平和復興開発計画 (PRDP) を策定し、ドナー (EU, UNDP等) の資金支援等を得て、主に道路・給水・教育・保健セクターの開発資金を北部へ重点的に配分している。また、地方行政機関によるコミュニティのニーズを捉えた開発計画の策定のため、2009年に開発計画策定ガイドラインを策定した。しかし、同ガイドラインはウガンダ国全体を対象としているため、人員・能力が極端に不足しているアチョリ地域の現状に合わず、その結果として当該地域の開発計画の質は低いものとなっている。

また、アチョリ地域においては、県開発計画に対して一定程度の予算が配分されているものの、不適切な県の開発事業実施システムや行政官の能力不足によりコミュニティに必要な開発事業の実施の遅延や停滞が頻発し、コミュニティの生活基盤の向上に悪影響を与えている。また、県の開発計画の多くは給水施設や学校、道路整備などコミュニティに必要な基礎的なインフラ整備であるが、県のエンジニアの実施能力不足により、開発計画がスムーズに実施されていない。

JICAは、アチョリ地域の中でも特に紛争影響を強く受けたアムル県を対象に、2009年から「アムル県国内避難民帰還促進のためのコミュニティ開発計画策定支援プロジェクト」及び「アムル県総合計画策定支援プロジェクト」を実施し、パイロット事業を通じてIDPの帰還を促進するための緊急的なニーズに対応しつつ、地域の開発の方向性を示してきた。こうした状況を踏まえ、ウガンダ政府はアチョリ地域の地方行政官 (県、郡、パリッシュ、村) の開発事業計画策定・実施能力向上を目的として技術協力プロジェクトを要請した。これを受け、JICAは地方自治省をカウンターパート (C/P) 機関として、「アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」 (以下、プロジェクト) を2011年11月から2015年11月まで4年間の予定で実施中である。同プロジェクトでは、アチョリ地域の全7県の地方行政官のコミュニティ開発計画策定・事業実施能力を向上させ、帰還民に対する安定的な生活環境・社会サービスを提供できる実施体制作りを目指している。

なお、中央レベルでは地方自治省がC/P機関となるが、実質的に能力強化の対象とするのはアチョリ地域の地方行政官 (特に県の計画担当官やコミュニティ開発担当官 (CDO)、郡のCDO等) となる。JICA側の人員としては、チーフアドバイザー (派遣期間：2012年2月～2014年2月)、業務調整/平和構築専門家 (2011年11月～2013年11月)、地方行政強化専門家 (2013年5月～2015年5月)、モニタリング専門家 (2013年6月～12月 (全2回)) の4名が派遣中の他、2012年度には社会調査/紛争予防配慮 (2012年1月～12月 (全4回))、コミュニティ開発計画策定支援1、同支援2 (2012年3月～2013年3月 (各全3回))、調達・施工監理能力強化専門家 (2012年3月～2013年3月 (全2回))、コミュニティ・インフラ専門家 (2013年2月～8月 (全2回)) が順次派遣されている。

本プロジェクトでは、2012年に、特に紛争影響を強く受けた4県 (アムル、ヌオヤ、パデール、キトゥグム) の調達担当官やエンジニア等に対して、調達に関わる基本的な研修を実施した。また、2013年1月より開始したパイロット事業を通じて、対象4県の調達担当官や給水事業を担当するエンジニア等を対象とした、調達及び施工管理に関わるOJT研修を実施した。しかし、入札図書等 (Scope of Work、一括方式での精算の場合の入札図書とBQQ精算の入札図書、実際の事業に沿ったデザイン等) の不備、不適切な調達プロセス (長い所要時間、不十分な業者説明会の内容等)、また、契約書類の不備 (保険に関わる責任の所在、履行保証の所在等) 等、未だ改善すべき課題を多く抱えている。本専門家の派遣は、これまでの活動を踏まえて、コミュニティ・インフラ事業実施に関わる調達プロセスが更に強化されることを目的とする。特に、県が実施するコミュニティ開発事業調達能力向上のため、本プロジェクトが実施するパイロット事業の調達を通じて、県の調達担当官やエンジニアに対して技術支援を行う事を目的とする。

7. 業務の内容

本業務は、プロジェクトの他の専門家及びC/Pと連携しつつ、県の調達担当官及びエンジニアに

対して、パイロット事業として選定された事業（井戸掘り32案件を想定）に関して、①調達に必要となるデザイン等の入札図書の改善、②調達プロセスの円滑な実施、③契約書類の改善、④業者作成の事業計画改善の為のオンザジョブ方式の指導を実施し、これら分野の改善がなされることを目的としている。

具体的担当事項は次のとおり。

[調達能力強化支援]

(1) 国内準備期間（2013年9月上旬～中旬）

- 1) プロジェクト関係資料（詳細計画策定調査報告書、実施運営総括表、各専門家業務完了報告書、調達ハンドブック（プロジェクト作成）等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- 2) ウガンダの調達ガイドライン等から業務に必要な情報を収集して分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- 3) 現地派遣期間の業務内容に関しワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出し説明する。

(2) 現地派遣期間（2013年9月下旬～12月中旬）

- 1) C/P機関及びJICAウガンダ事務所、プロジェクトのチーフアドバイザー等にワークプランを提出・説明し、業務内容を確認する。
- 2) アチョリ地域の4県（アムル、ヌオヤ、キトゥグム、パデール）において実施するパイロット事業の現場（32事業程度の小規模給水施設建設（井戸掘り））を県のエンジニアと共に踏査し、事業の進捗状況を確認する。
- 3) パイロット事業実施に関わる県の調達担当官やエンジニアが作成しているパイロット事業のための入札図書を検討し、課題を理解する。また、県の調達担当官やエンジニアと共に、作成されている入札図書を改善する。
- 4) 前年度に実施された調達の研修結果を踏まえて、県の調達担当官やエンジニアの調達業務の理解度を確認し、習熟度を高めるためのオンザジョブ形式の指導を通して、対象4県が実施するパイロット事業の調達プロセスを支援し、円滑な実施に努める。
- 5) 対象4県が実施するパイロット事業に関わる契約書類の作成を支援し、内容を改善する。
- 6) パイロット事業のために作成される、建設業者の施工計画や品質管理計画を県のエンジニアと共に確認し、必要な指導を行う。
- 7) 業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICAウガンダ事務所及びC/P機関に説明・報告を行う。

(3) 帰国後整理期間（2013年12月中旬～下旬）

- 1) 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA経済基盤開発部へ提出及び報告を行う。

8. 成果品等

本契約において作成する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（現地調査計画を含む）

和文3部（JICA 経済基盤開発部、JICA ウガンダ事務所、プロジェクト）

英文8部（C/P 5部、JICA 経済基盤開発部、JICA ウガンダ事務所、プロジェクト）

(2) 現地業務結果報告書

英文8部（C/P 5部、JICA 経済基盤開発部、JICA ウガンダ事務所、プロジェクト）

(3) 専門家業務完了報告書（記載項目は、①業務の具体的内容、②業務の達成状況、③業務実施上遭遇した課題とその対処、④プロジェクト実施上での残された課題、⑤その他、とする）

和文3部（JICA 経済基盤開発部、JICA ウガンダ事務所、プロジェクト）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示に係る見積書の積算にあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照のこと。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田→ドーハ/ドバイ→エンテベ→ドーハ/ドバイ→成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2013年9月21日～12月19日を予定。

2) 現地での業務体制

ア) 本業務は以下のプロジェクト専門家と協力して実施する。

a) チーフアドバイザー

b) 業務調整/平和構築

c) 地方行政強化

d) モニタリング強化

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

① 空港送迎

あり

② 宿舍手配

あり

③ 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供

④ 通訳備上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジする。

⑥ 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を、JICA経済基盤開発部 平和構築・都市・地域開発第一課（Tel 03-5226-6958）にて配布する。

- ・ウガンダ アチヨリ技プロ詳細計画策定調査報告書
- ・Final Report for 2nd Dispatch of the Expert of Procurement and Supervision Management for Strengthening the Capacity of Procurement and Supervision of Community Development Projects in Amuru, Kitgum, Nwoya and Pader Districts
- ・Handbook for Program on Procurement Plan
- ・Handbook for Program on How to come up with the correct and complete specifications in Procurement Process
- ・Handbook for Program on Contractor Performance Check List

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。